



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年5月16日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成17年度長野県庁電気時計点検作業

(2) 役務の特質

長野県庁の電気時計の点検業務

(3) 履行期間

契約の日から平成18年3月31日まで

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 電気時計に係る点検作業の元請契約を誠実に履行する能力を有する者であること。

(5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026(235)7045

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年5月27日 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎106号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年5月23日(月)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

管 財 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年5月16日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成17年度長野県庁空調設備等自動制御設備点検作業

(2) 役務の特質

本館、議会棟及び西庁舎に設置されている空調設備等自動制御装置の点検及び調整

(3) 履行期間

契約の日から平成18年3月31日まで

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 長野県内に本社又は営業所等を有し、故障又は緊急の時に連絡がとれる体制が整備されている者であること。
 - (5) 複数の自動制御装置が広域管理システムにより一括管理されている空調設備等自動制御装置に係る点検作業の元請契約を誠実に履行する能力を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部管財課
電話 026(235)7045

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成17年5月27日 午後2時
イ 場所 長野県庁 西庁舎106号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年5月23日(月)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年5月16日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等
平成17年国勢調査 安全対策用品
ア 防犯ブザー 15,314個
イ 懐中電灯 15,314個
 - (2) 物品等の特質
入札説明書のとおり
 - (3) 納入期限
平成17年7月11日まで
 - (4) 納入場所
入札説明書のとおり
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
- 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部管財課
電話 026(235)7079
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含みます。)
ア 日時 平成17年5月27日 午後5時
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年5月30日 午後3時

イ 場所 長野県庁 本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年5月16日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

不法投棄防止夜間監視委託

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

平成17年6月13日から平成17年11月30日までの間で、県が指定する85日

(4) 業務場所

入札説明書によります。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第

2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、Bに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による認定を受けた者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県生活環境部廃棄物対策課廃棄物監視指導室

電話 026 (235) 7203

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合を含みます。）

ア 日時 平成17年6月8日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県生活環境部廃棄物対策課廃棄物監視指導室

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年6月9日 午前9時

イ 場所 長野県庁 西庁舎107号室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要です。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

廃棄物対策課廃棄物監視指導室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年5月16日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジャスコ長野店
長野市三輪9-43-24
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
イオン(株)
千葉市美浜区中瀬1-5-1
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表の氏名
(変更前)

名 称	代表者の氏名	住 所
イオン(株)	岡田元也	千葉市美浜区中瀬1-5-1
(株)サカキヤ本舗	宮澤孝夫	長野市権堂町2258
(株)ベルウィング	若林憲子	長野市中越13
ジャスコ(株)	本田進	千葉市美浜区中瀬1-5-1
(株)ブルーグラス	野田禎一郎	千葉市美浜区中瀬1-5-1
(有)宮原書店	宮原洋一	長野市権堂町2373
(株)エイシン	下垣内長次	伊那市大字伊那3936-2

(変更後)

名 称	代表者の氏名	住 所
イオン(株)	岡田元也	千葉市美浜区中瀬1-5-1
(株)サカキヤ本舗	宮澤孝夫	長野市権堂町2258
(株)ベルウィング	若林憲子	長野市中越13
スナップス販売(株)	本田進	千葉市美浜区中瀬2-6
(株)ブルーグラス	木村保	千葉市美浜区中瀬1-5-1
(有)宮原書店	宮原洋一	長野市権堂町2373
(株)エイシン	下垣内長次	伊那市大字伊那3936-2
(株)スイートガーデン	磯野幹夫	京都府中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1

- 4 変更した年月日
平成16年10月1日
- 5 届出年月日
平成17年4月13日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間

平成17年5月16日から平成17年9月16日まで

- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年5月16日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハイランドシティ松本
松本市双葉358-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
イオン(株)
千葉市美浜区中瀬1-5-1
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者の氏名	住 所
イオン(株)	岡田元也	千葉市美浜区中瀬1-5-1
(株)タカギフーズ	高木実	藤沢市鶴沼が谷4-5-15
(株)山忠	窪田昇	松本市蟻ヶ崎5-1-3
(株)ピー・ピー・エス	吉田博保	松本市大手4-12-16
(株)堤治	縣正長	松本市深志2-4-24
(株)藤屋	藤原嘉仁	松本市中央1-2-22
(株)タカラブネ	新開純也	京都府久世郡久御山町大字佐山小学双葉37-1
(株)田多井薬局	田多井健至	松本市中央1-9-29
樋口悦男		上田市中央2-5-7
(株)のぐち	野口栄之進	松本市渚3-2-11
(株)ジェムコインターナショナル	黒河内祥	東京都文京区湯島3-26-9
(有)サンマルコ	池上定利	松本市中央2-3-38
(株)ムカイ	向井正晴	浜松市鍛冶町320-23
エステール(株)	丸山朝	東京都千代田区鍛冶町2-5-5
(株)リオチェーン	横山卓幸	名古屋市中区新栄2-2-1

(株)三貴	木村和巨	東京都豊島区東池袋3-4-3池袋イースト12階
(株)キング	山田幸雄	京都府下京区東塩小路高倉町2-1
(株)クリエイティブヨーコ	伊藤洋子	長野市大字高田667-16
(株)ロクサン	水野晃雄	松本市深志1-2-11
(株)ジュリー金賞堂	鰐川巖夫	松本市中央2-2-1
(株)オオシマ	伊藤巻廣	伊那市大字美篤5009
(株)キムラタン	木村喜彦	神戸市中央区加納町2-9-24
(株)リオ横山	横山卓幸	名古屋市中区栄2-10-29
(株)タカキュー	出口光	東京都新宿区下落合1-5-22
(株)大谷	大谷勝彦	新潟県中蒲原郡亀田工業団地1-3-5
丸高衣料(株)	川口俊治	大阪市中央区玉造2-8-3

(変更後)

氏名(名称)	代表者の氏名	住所
イオン(株)	岡田元也	千葉県美浜区中瀬1-5-1
(株)ピー・ピー・エス	吉田博保	松本市大手4-12-16
(株)藤屋	藤原嘉仁	松本市中央1-2-22
(株)田多井薬局	田多井健至	松本市中央1-9-29
(株)のぐち	野口久子	松本市平田東1-17-3
(有)サンマルコ	池上定利	松本市中央1-10-30
エステール(株)	丸山朝	東京都新宿区住吉町8-12
(株)リオチェーン	横山卓幸	名古屋市中区平和1-1-20
(株)クリエイティブヨーコ	伊藤洋子	長野市大字高田667-16
(株)ジュリー金賞堂	川名治	松本市中央2-2-1
(株)オオシマ	伊藤巻廣	伊那市大字美篤5009
(株)タカキュー	臼井一秀	東京都板橋区板橋3-9-7
(株)大谷	大谷勝彦	新潟市弁天2-3-18
(株)インタープレイ	荻野直	静岡市呉服町2-9-8
(株)ブルーグラス	木村保	千葉県美浜区中瀬1-5-1
(株)パレモ	中本敏幸	稲沢市天池五反田町1
丸正(株)	木村和召	飯田市中央通り1-22
(株)タツミヤ	曲淵恵美子	八王子市暁町1-32-13
(株)コックス	荻原久示	東京都江東区新大橋1-8-11
(株)マルタ	宮下晃	飯田市座光寺4601
(株)錦	西尾遼一	名古屋市中村区名駅2-45-19
(株)ツツミ	堤征二	巖市中央4-24-26
(株)笠原書店	笠原新太郎	岡谷市塚間町2-1-15

スナップス販売(株)	本田進	千葉県美浜区中瀬2-6
(株)キャンドウ	城戸博司	東京都板橋区板橋3-9-7
下條多美江		松本市県1-3-16

- 変更した年月日
平成16年3月12日
- 届出年月日
平成17年4月13日
- 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工雇用課
- 縦覧の期間
平成17年5月16日から平成17年9月16日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年5月16日

長野県知事 田中康夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
昭栄諏訪ショッピングセンター
諏訪郡下諏訪町四王湖浜6133外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
昭栄(株)
東京都千代田区神田錦町1-2-1
- 変更した事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者の氏名	住所
イオン(株)	岡田元也	千葉県美浜区中瀬1-5-1
ジャスフオート(株)	本田進	千葉県美浜区中瀬1-5-1
(株)ニュースッテプ	高田覚司	東京都中央区新川1-22-15
(株)鈴丹	宇佐治博	名古屋市中区昭和区広路通2-5
(株)さが美	石田敏彦	東京都港区港南4-1-8
(株)ブルーグラス	野口禎一郎	千葉県美浜区中瀬1-5-1

(株)エイシン	下垣内 長 次	伊那市大字伊那3936
(株)ツインマーボ	大 藪 幸 子	大阪市北区芝田2-8-10光栄ビル5階
(株)笠原書店	笠 原 新太郎	岡谷市塚間町2-1-5
(有)フレール	宮 坂 一	諏訪郡下諏訪町中央通り218
(有)白牡丹	藤 森 照 夫	諏訪市諏訪1-5-19

(変更後)

氏名(名称)	代表者の氏名	住 所
イオン(株)	岡 田 元 也	千葉県美浜区中瀬1-5-1
スナップス販売(株)	本 田 進	千葉県美浜区中瀬2-6
(株)ニューステップ	高 田 覚 司	東京都中央区新川1-22-15
(株)さが美	石 田 敏 彦	横浜市港南区下永谷6-2-11
(株)ブルーグラス	木 村 保	千葉県美浜区中瀬1-5-1
(株)笠原書店	笠 原 新太郎	岡谷市塚間町2-1-5
(有)フレール	宮 坂 一	諏訪郡下諏訪町中央通り218
(有)白牡丹	藤 森 照 夫	諏訪市諏訪1-5-19

4 変更した年月日

平成16年3月12日

5 届出年月日

平成17年4月21日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年5月16日から平成17年9月16日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年5月16日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大町南ショッピングセンター

大町市大字大町糸芝2978-1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)カネマン大黒園商店

大町市大字大町3829

イオン(株)

千葉県美浜区中瀬1-5-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者の氏名	住 所
イオン(株)	岡 田 元 也	千葉県美浜区中瀬1-5-1
(株)板垣	板 垣 雅 直	伊勢崎市本町4-20
(株)タカラブネ	新 開 純 也	京都府久世郡御山町大字佐山小字双栗37-1
(株)マルタ	宮 下 晃	飯田市座光寺460-1
ジャスフォート(株)	本 田 進	千葉県美浜区中瀬2-6
丸正産業(株)	小 池 正 一	須坂市新町886-1

(変更後)

氏名(名称)	代表者の氏名	住 所
イオン(株)	岡 田 元 也	千葉県美浜区中瀬1-5-1
(株)板垣	板 垣 雅 直	伊勢崎市本町4-20
(株)スイートガーデン	磯 野 幹 夫	京都府中京区烏丸通御池下る虎屋町556-1
(株)マルタ	宮 下 晃	飯田市座光寺460-1
スナップス販売(株)	本 田 進	千葉県美浜区中瀬2-6
(株)キャンドウ	城 戸 博 司	東京都北区浮間3-3-2

4 変更した年月日

平成16年10月1日

5 届出年月日

平成17年4月14日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県北安曇地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年5月16日から平成17年9月16日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県北安曇地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年5月16日

長野県知事 田中康夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
穂高西ショッピングセンター(本館)
南安曇郡穂高町大字有明10368-1外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
イオン(株)
千葉市美浜区中瀬1-5-1
- 変更した事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者の氏名	住所
イオン(株)	岡田元也	千葉市美浜区中瀬1-5-1
(株)カワカミ	太谷今朝人	塩尻市大門八番町6-1
ジャスフォート(株)	本田進	東京都千代田区神田錦町1-1
(株)一真堂メガネ店	岩間溥明	飯田市鼎一色111
(株)ブックバーン	柿内宏一	千葉市美浜区中瀬1-5-1

(変更後)

氏名(名称)	代表者の氏名	住所
イオン(株)	岡田元也	千葉市美浜区中瀬1-5-1
(株)カワカミ	太谷今朝人	塩尻市大門八番町6-1
スナップス販売(株)	本田進	千葉市美浜区中瀬2-6
(株)一真堂メガネ店	岩間溥明	飯田市鼎一色111
(株)ブックバーン	柿内宏一	千葉市美浜区中瀬1-5-1

- 変更した年月日
平成16年10月1日
- 届出年月日
平成17年4月13日
- 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工雇用課
- 縦覧の期間
平成17年5月16日から平成17年9月16日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年5月16日

長野県知事 田中康夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
安曇野ショッピングセンター
南安曇郡三郷村温2716-1外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)安曇野ビルディング
南安曇郡三郷村温2716-1
- 変更した事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者の氏名	住所
イオン(株)	岡田元也	千葉市美浜区中瀬1-5-1
(株)ノセ眼鏡店	能勢頼明	松本市大手4-4-3
佐々木一子		南安曇郡三郷村大字明盛1744-1
(株)水城漬物工房	水城啓一郎	松本市大手4-12-16
(株)安曇野ビルディング	野本昭一	南安曇郡三郷村大字温2716-1
(株)三貴	木村和巨	東京都文京区向丘1-16-24
野本昭一		南安曇郡三郷村大字明盛4766-3
ジャスフォート(株)	本田進	東京都千代田区神田錦町1-1
中嶋泰三		南安曇郡三郷村大字温2056-1
(有)栄屋商店	合葉英作	東筑摩郡坂北村4456
佐々木賢吾		南安曇郡三郷村大字明盛1744-1
二木良司		南安曇郡三郷村大字明盛4974
小林嘉久		南安曇郡三郷村大字温312
齋昌策		南安曇郡三郷村大字温5143
松澤順一		南安曇郡三郷村大字小倉6695
(有)名和商店	名和宏一	東筑摩郡波田町9974-7
(株)ブックバーン	柿内宏一	千葉市美浜区中瀬1-5-1
(株)ブルーグラス	野口禎一郎	千葉市美浜区中瀬1-5-1

(変更後)

氏名(名称)	代表者の氏名	住所
イオン(株)	岡田元也	千葉県美浜区中瀬1-5-1
(株)ノセ眼鏡店	能勢頼明	松本市大手4-4-3
佐々木一子		南安曇郡三郷村大字明盛1744-1
(株)安曇野ビルディング	野本昭一	南安曇郡三郷村大字温2716-1
野本昭一		南安曇郡三郷村大字明盛4766-3
スナップス販売(株)	本田進	千葉県美浜区中瀬2-6
中嶋泰三		南安曇郡三郷村大字温2056-1
(株)栄屋商店	合葉英作	東筑摩郡坂北村4456
佐々木賢吾		南安曇郡三郷村大字明盛1744-1
二木良司		南安曇郡三郷村大字明盛4974
小林嘉久		南安曇郡三郷村大字温312
甕昌策		南安曇郡三郷村大字温5143
松澤順一		南安曇郡三郷村大字小倉6695
(株)ブックバーン	柿内宏一	千葉県美浜区中瀬1-5-1
(株)マルタ	宮下晃	飯田市座光寺4601-1
(株)キャンドウ	城戸博司	東京都板橋区板橋3-9-7

- 4 変更した年月日
平成16年10月1日
- 5 届出年月日
平成17年4月13日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年5月16日から平成17年9月16日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年5月16日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
南信ショッピングセンター
飯田市上郷飯沼1616外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
丸武鉄工(株)
飯田市上郷別府176-1
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者の氏名	住所
イオン(株)	岡田元也	千葉県美浜区中瀬1-5-1
(株)こやま	小山光広	松本市大字島立288-2
丸正(株)	木村和召	飯田市中央通り1-22
エステール(株)	丸山朝	東京都新宿区西新宿3-20-2
(株)一真堂貴金属店	岩間溥明	飯田市鼎一色111
(株)一真堂メガネ店	岩間溥明	飯田市鼎一色111
ジャスフォート(株)	本田進	千葉県美浜区中瀬1-5-1
(株)丸中中根園	中根猪三武	飯田市轟中平2885-1
(株)マツザワ	松澤徹	下伊那郡高森町下市田3123
(株)たけうち	竹内實	京都市下京区松原通京都Mビル
(株)システムジュウヨン	石田勝彦	大阪市北区天神橋3-7-9
(株)ニューステップ	高田覚司	東京都中央区新川1-22-15
(株)ブックバーン	柿内宏一	千葉県美浜区中瀬1-5-1

(変更後)

氏名(名称)	代表者の氏名	住所
イオン(株)	岡田元也	千葉県美浜区中瀬1-5-1
(株)こやま	小山光広	松本市大字島立288-2
丸正(株)	木村和召	飯田市中央通り1-22
(株)一真堂貴金属店	岩間溥明	飯田市鼎一色111
(株)一真堂メガネ店	岩間溥明	飯田市鼎一色111
スナップス販売(株)	本田進	千葉県美浜区中瀬2-6
(株)サンライズコーポレーション	松沢徹	下伊那郡高森町下市田3123
(株)たけうち	竹内實	赤穂市加里屋2164
(株)システムジュウヨン	石田勝彦	大阪市北区天神橋3-7-9
(株)ニューステップ	高田覚司	東京都中央区新川1-22-15
(株)ブックバーン	柿内宏一	千葉県美浜区中瀬1-5-1
(株)グリーンハウスフーズ	田沼千秋	東京都大田区田園調布3-46
(株)マルタ	宮下晃	飯田市座光寺4601
(株)キャンドウ	城戸博司	東京都北区浮間3-3-2

- 4 変更した年月日
平成16年10月1日
- 5 届出年月日
平成17年4月21日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年5月16日から平成17年9月16日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年5月16日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
洋服の青山長野南高田店(旧ヒマラヤ東長野店)
長野市大字高田字高田1843-1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)ヒマラヤ
岐阜市江添1-1-1
- 3 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 1,632平方メートル
(変更後) 1,214平方メートル
- (2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) 10立方メートル
(変更後) 10立方メートル
- 位置は届出書に添付された図面のとおり

- 4 変更年月日
平成17年12月26日
- 5 届出年月日
平成17年4月25日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課及び長野県長野地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年5月16日から平成17年9月16日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

平成17年5月10日、佐久平土地改良区の定款変更を認可しました。

平成17年5月16日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

公告

平成17年5月10日、伊那市新山土地改良区の定款変更を認可しました。

平成17年5月16日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

公告

上伊那郡長谷村における県営長谷地区南郷1・2換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成17年4月21日行いました。

平成17年5月16日

長野県知事 田中康夫

農村整備課

公告

上伊那郡長谷村における県営長谷地区原・尾田屋換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成17年4月21日行いました。

平成17年5月16日

長野県知事 田中康夫

農村整備課

公告

上伊那郡長谷村における県営長谷地区中山・上城換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成17年4月21日行いました。

平成17年5月16日

長野県知事 田中康夫

農村整備課